記者発表資料

もがみがわ 緊急治水対策プロジェクト　地域を“みず”から守る ～最上川流域治水～

令和６年１月15日
国土交通省東北地方整備局
山形河川国道事務所

山形県で”初”となる特定都市河川指定に向けた流域の自治体等へ意見聴取を開始しますのでお知らせいたします

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、最上川水系石子沢川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施しますのでお知らせいたします。

※ 最上川水系石子沢川等の流域をその区域に含む山形県及び県内の2町の長

○ 国土交通省では、令和3年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。

○ 石子沢川流域では、流域内の関係機関で構成する石子沢川流域治水勉強会を立ち上げ、流域治水の推進、特定都市河川の指定について議論をして参りました。

※石子沢川流域の特定都市河川・流域の指定概要等は下記リンク先をご参照ください。

http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/chisui/

○ このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川最上川水系石子沢川等の計2河川の流域をその区域に含む山形県及び県内の2町の長あてに、令和6年1月17 日より特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しますのでお知らせします。

※詳細については、別添資料をご参照ください。

○ 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月　：　特定都市河川等の指定

（添付資料）

別 添　最上川水系石子沢川等の特定都市河川指定に向けて流域の自治体等への意見聴取を実施します

＜発表記者会＞：山形県政記者クラブ、山形建設業界専門紙

【問合せ先】
国土交通省　東北地方整備局　山形河川国道事務所　TEL　023-688-8421

副所長（河川）　山影　修司（内線　204）

流域治水課長　今野　浩一（内線　351）

別 添

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和６年１月 15 日
水管理・国土保全局　治水課
水管理・国土保全局　下水道部　流域管理官

最上川水系石子沢川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、最上川水系石子沢川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施します。

※最上川水系石子沢川等の流域をその区域に含む山形県および県内の２町の長

１．意見聴取の概要

○ 国土交通省では、令和３年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。

○ このたび、国土交通大臣から法第３条第８項の規定に基づき、一級河川最上川水系石子沢川等の計２河川の流域をその区域に含む山形県及び県内の２町の長あてに、令和６年１月17日より特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しますのでお知らせします。

２．今後のスケジュール（予定）

令和６年３月　：　特定都市河川等の指定

（添付資料）

別　紙　最上川水系石子沢川等の概要
参　考　法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること
水管理・国土保全局　治水課　課長補佐　野口　暁浩（内線 35-564）
係長　泉　あかり（内線 35-538）
代表　03-5253-8111　直通　03-5253-8455

○下水道に関すること
水管理・国土保全局　下水道部　流域管理官付　課長補佐　橋本　翼　（内線 34-323）
係長　丸山　達也（内線 34-314）
代表　03-5253-8111　直通　03-5253-8432

最上川水系石子沢川の概要（１／２）

別　紙

河川区間：最上川水系石子沢川等の計2河川
流域面積：16．6km²　（中山町の一部、山辺町の一部【2町】）

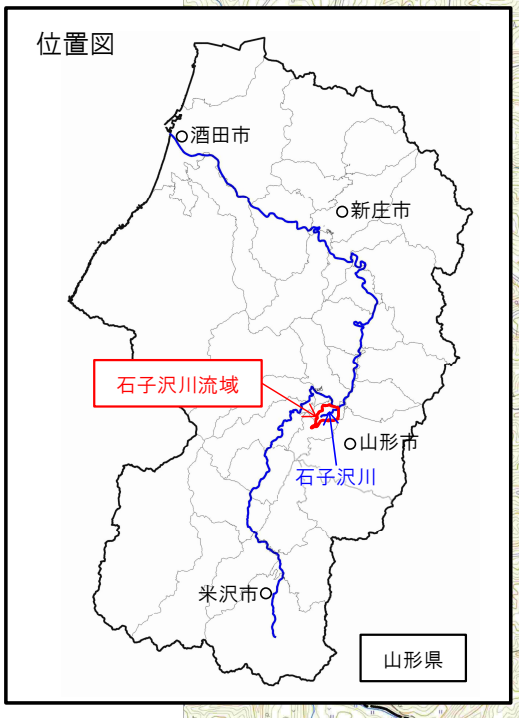

最上川水系石子沢川の概要（２／２）

表　指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
いしこざわがわ 石子沢川	左岸　山形県東村山郡中山町大字柳沢字荷柄橋1210番の8地先 右岸　山形県東村山郡中山町大字柳沢字山楯1794番の3地先	最上川への合流点
しんぼりがわ 新堀川	左岸　山形県東村山郡中山町大字長崎字立道3492番の3地先 右岸　山形県東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦405番の2地先	石子沢川への合流点

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
特定都市河川浸水被害対策法の適用

参　考

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している　　例）平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風　等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川

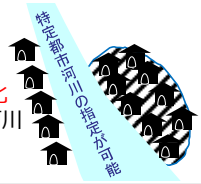

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

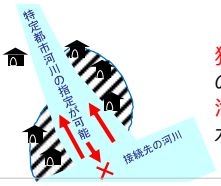

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画　策定
洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20−30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を**本格的に実践**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

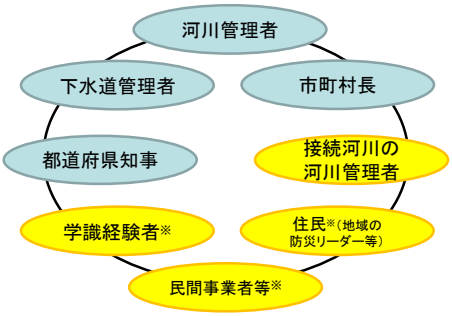

※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇨ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1−30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ